

訪問看護ステーション 料金一覧表

★介護保険 訪問看護(天理市・橿原市) <要介護1～5>

☆地域区分別単価(7級地 10.21円)で計算した金額です。

【基本料金】

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担

<看護師・准看護師による訪問の場合>

提供時間帯 昼間(8時～18時)						
20分未満	看護師による場合	311単位	3,175円	318円	635円	953円
	准看護師による場合	280単位	2,859円	286円	572円	858円
20分以上30分未満	看護師による場合	467単位	4,768円	477円	954円	1,431円
	准看護師による場合	420単位	4,288円	429円	858円	1,287円
30分以上1時間未満	看護師による場合	816単位	8,331円	834円	1,667円	2,500円
	准看護師による場合	734単位	7,494円	750円	1,499円	2,249円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,118単位	11,415円	1,142円	2,283円	3,425円
	准看護師による場合	1,006単位	10,271円	1,028円	2,055円	3,082円

提供時間帯 早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)						
20分未満	看護師による場合	389単位	3,972円	398円	795円	1,192円
	准看護師による場合	350単位	3,574円	358円	715円	1,073円
20分以上30分未満	看護師による場合	584単位	5,963円	597円	1,193円	1,789円
	准看護師による場合	525単位	5,360円	536円	1,072円	1,608円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,020単位	10,414円	1,042円	2,083円	3,125円
	准看護師による場合	918単位	9,373円	938円	1,875円	2,812円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,398単位	14,274円	1,428円	2,855円	4,283円
	准看護師による場合	1,258単位	12,844円	1,285円	2,569円	3,854円

提供時間帯 深夜(22時～6時)						
20分未満	看護師による場合	467単位	4,768円	477円	954円	1,431円
	准看護師による場合	420単位	4,288円	429円	858円	1,287円
20分以上30分未満	看護師による場合	701単位	7,157円	716円	1,432円	2,148円
	准看護師による場合	630単位	6,432円	644円	1,287円	1,930円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,224単位	12,497円	1,250円	2,500円	3,750円
	准看護師による場合	1,101単位	11,241円	1,125円	2,249円	3,373円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,677単位	17,122円	1,713円	3,425円	5,137円
	准看護師による場合	1,509単位	15,407円	1,541円	3,082円	4,623円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合>

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
					2割負担	3割負担
1日に2回までの場合	昼間(8時～18時)	296単位	3,022円	303円	605円	907円
	早朝・夜間(※)	370単位	3,778円	378円	756円	1,134円
	深夜(22時～6時)	444単位	4,533円	454円	907円	1,360円
1日に2回を超え行う場合	昼間(8時～18時)	266単位	2,716円	272円	544円	815円
	早朝・夜間(※)	333単位	3,400円	340円	680円	1,020円
	深夜(22時～6時)	400単位	4,084円	409円	817円	1,226円

(※) 早朝…6時～8時、夜間…18時～22時

【加算料金】

加算名称	査定回数等	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
イ. 複数名訪問看護加算 (1回当たり)	30分未満	254単位	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上	402単位	4,104円	411円	821円	1,232円
ロ. 長時間訪問看護加算	1回当たり	300単位	3,063円	307円	613円	919円
ハ. 緊急時訪問看護加算	1月につき	574単位	5,861円	587円	1,173円	1,759円
二A. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円
二B. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位	2,553円	256円	511円	766円
ホ. 初回加算	初回のみ	300単位	3,063円	307円	613円	919円
ヘ. 退院時共同指導加算	1回、特別管理2回	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円
ト. ターミナルケア加算	死亡月に1回	2,000単位	20,420円	2,042円	4,084円	6,126円

イ. 複数名訪問看護加算…二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

ロ. 長時間訪問看護加算…特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。

ハ. 緊急時訪問看護加算…利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

二. 特別管理加算…指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限り、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合)に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④真皮を超える褥瘡の状態

⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

ホ. 初回加算…新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

ヘ. 退院時共同指導加算…入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

ト. ターミナルケア加算…在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。